令和８年第１回　北海道議会定例会　予算特別委員会〔総括質疑〕開催状況
（農政部競馬事業室、経済部観光局観光振興課）

開催年月日　令和８年３月 17 日（火）
質　問　者　日本共産党　真下　紀子　委員
答　弁　者　知事

質　　問　　要　　旨	答　　弁　　要　　旨
一　観光施策等について カジノを含むＩＲに関連して最初伺います。	
（一）公営ギャンブル依存症の対策について **（真下委員）** 公営ギャンブルの一つである競馬事業ですけれども、公益性と健全性が求められております。インターネット販売が９割を超えて、今、ホッカイドウ競馬は、販売額も増加をしていますけども、そのためにギャンブル依存症の誘因となっていることが問題となっている。競馬事業では、依存症対策は予算化もされておりません。急ぎ対策強化が求められる訳ですけども、今でも道内７万人超えと言われるギャンブル依存症患者が、１％しか医療につながっていません。ホッカイドウ競馬における現状と、ギャンブル依存症による社会的不利益に対する実態、対策の不十分さをどう受け止め、今後の対策強化にどう取り組むのか伺います。	**（知事）** ホッカイドウ競馬におけるギャンブル依存症対策についてでありますが、ホッカイドウ競馬は、地域経済の活性化や雇用の確保に加え、道財政への貢献を通じた産業振興など、公益的な役割を担っている中、ギャンブル依存症は、経済的困窮や家庭生活などへの影響が懸念されることから、その対応にも十分配慮しながら、健全で適正に運営されることが重要であります。 このため、道では、ポスターやリーフレットの掲示による普及啓発や、ホームページを活用した相談窓口の周知、治療につながる医療機関の案内など、関係部局が連携しながら取組を進めてきたところでございます。 道としては、馬券の発売に占めるインターネットの割合が、増加している状況を踏まえ、今後とも全国の競馬主催者やネット事業者との連携を強化しながら、ギャンブル依存症の未然防止に向けた環境づくりに一層努めてまいります。
（真下委員） 深刻なのは自殺とそれから犯罪なんですよね。その認識を深めていただきたいと思います。	
（二）ＩＲ申請の実現性について **（真下委員）** ＩＲの方なんですけれどもね、現状では、候補地が決まっていません。2027 年 11 月の申請期限までに、知事があきらめない限りですね、費用はとめどなくかかり続けるわけです。都市型と言われるＩＲ制度は北海道にあてはめられず、規模を縮小すれば違法性阻却に反するという矛盾を抱えています。有識者懇談会の意見を踏まえ、秋に北海道らしいＩＲの基本的考え方を示したとしても、2027 年 11 月までのこの申請の期限の実現性をどう見通しているのでしょうか。	**（知事）** ＩＲに係る今後の対応についてでありますが、ＩＲの検討に当たっては、道内各地への経済波及効果のみならず、ギャンブル等依存症をはじめとする社会的影響対策といった課題などＩＲのメリット・デメリット両面から幅広くご意見を伺いながら、道民の皆様の理解の促進にも十分留意しつつ、丁寧に進めていくことが大変重要と認識しています。 道としては、来年度、有識者懇談会での議論や、関係機関との意見交換をさらに進め、各段階で道議会にお示しし、ご議論いただきながら検討を深め、大都市圏とは異なる本道ならではの価値や優位性を活かした、北海道らしいＩＲコンセプトの具体化に向け、本年秋を目処に、「基本的な考え方」の改訂版の成案を提示できるよう、着実に検討を進めてまいります。
【再質問】 **（二）ＩＲ申請の実現性について** **（真下委員）** 「基本的な考え方」は申請プロセスの前段階なんですよね。それで秋に示したとして、その後１年でですね、候補地を決めて、申請に至るスケジュールっていうのは可能なのでしょうか。	**（知事）** 今後の対応についてでありますが、北海道らしいＩＲコンセプトの具体化に向け、各段階で道議会にお示しし、ご議論いただきながら、本年秋を目処に、「基本的な考え方」の改訂版の成案を提示できるよう、着実に検討を進め、引き続き、道議会でご議論いただいてまいる考えでございます。

質　　問　　要　　旨	答　　弁　　要　　旨
【再々質問】 **（二）ＩＲ申請の実現性について** **（真下委員）** その後１年で可能なのかと聞いているのです。	**（知事）** 今後の対応についてでありますが、北海道らしいＩＲコンセプトの具体化に向け、各段階で道議会にお示しし、ご議論いただきながら、本年秋を目処に、「基本的な考え方」の改訂版の成案を提示できるよう、着実に検討を進め、引き続き、道議会でご議論いただいてまいる考えでございます。
【再々々質問】 **（二）ＩＲ申請の実現性について** **（真下委員）** 道議会で議論をすると言いながら全く同じと知事が認める答弁を繰り返すのは全く議論が深まりません。知事においてはですね、潔く断念することを表明すべきだと申し上げたいんですけどいかがですか。 無理なんだから。ごり押ししたらだめだよ。ちょっと変えてくるのかな。	**（知事）** 今後の対応についてでありますが、北海道らしいＩＲコンセプトの具体化に向け、各段階で道議会にお示しをし、ご議論いただきながら、本年秋を目処に、「基本的な考え方」の改訂版の成案を提示できるよう、着実に進めてまいります。
（三）宿泊税充当事業について **（真下委員）** 各部審査で経済部は、「宿泊者の受益にもつながる」と答えて、宿泊者以外の観光事業者への受益も宿泊税充当事業に含まれることを認めました。 しかし、道が定めた「宿泊税充当の原則的なルール」に宿泊者と広域自治体は明記されていますけど、観光事業者等の受益とは記載がありません。なぜ宿泊税充当の原則的なルールの中に盛り込まれていないことが充当事業とされるのでしょうか。	**（知事）** 宿泊税充当施策の考え方についてでありますが、道では、宿泊税の充当施策の検討にあたっては、その考え方として、「税充当の原則的なルール」をお示しし、観光の高付加価値化など政策目的と整合的な施策、宿泊者の皆様への受益という点で関連性が整理できる施策、広域自治体の役割として整理ができる施策の３つの項目を全て満たす施策が宿泊税を充当できるものといたしました。 この施策の対象は、宿泊者の方々への直接支援に加え、市町村や事業者の方々などへの支援を通じ、取り組まれる事業が宿泊者の皆様の満足度向上につながるものも対象としたところでございます。
（真下委員） 事業が満足度につながるということであれば何にでも使えることになりますよね。満足度につながることはいいかもしれませんけど、事業そのものに観光事業者等のですね、受益が含まれるということは、これは特定目的税に反する行為だというふうに考えるところです。	
【再質問】 **（三）宿泊税充当事業について** **（真下委員）** 宿泊者から徴収した宿泊税を観光事業者等の受益に資する事業にも充当するとこれまで道民に説明したことがありますか。	**（知事）** 宿泊税充当施策の考え方についてでありますが、宿泊税充当事業については、施策対象は、宿泊者の方々への直接支援に加え、市町村や事業者の方々などへの支援を通じ、取り組まれる事業が宿泊者の皆様の満足度につながるものとして対象としたところところであり、これまでも、この旨説明してきたところでございます。
【再々質問】 **（三）宿泊税充当事業について** **（真下委員）** しかしね、それが直接観光事業者等の受益につながるという説明になってないわけですよ。それで、2020 年４月	**（知事）** 宿泊税充当事業についてでありますが、道の宿泊税条例では、その税収は、地域社会及び本道経済の発展に資する

質　　問　　要　　旨	答　　弁　　要　　旨
10 日付けの新税の考え方、懇談会議論のまとめの中に、観光事業者等の受益というワードは掲載されておりませんし、議論もされていません。この認識、同じでいいですか。	観光振興を図る施策に要する経費に充てることを目的としており、その施策の対象は、宿泊者の方々への直接支援に加え、市町村や事業者の方々などへの支援を通じて、取り組まれる事業が宿泊者の方々の満足度向上につながるものも対象とし、「税充当の原則的なルール」におきましても、宿泊者の皆様への受益という観点で、関連性が整理できる施策とさせていただいております。
（四）観光事業者等の受益について **（真下委員）** 観光事業者の受益という言葉は使われて議論された経過はないんですよね。ホームページ見てみますと、令和６年、同じ 2024 年の９月付けで新税の考え方では、宿泊者はもとより宿泊事業者や道内各地域に新税による使途の効果を波及させると、波及効果は書いてありますし、先ほど答弁にあった満足度向上、これにつながることもあります。 しかし、だからといって事業そのものに観光事業者等の受益が入っていることが、それは認められていないわけですよね。これどういった判断で観光関連事業者も、事業に対してですね、事業の中で受益を受けるのに充当するっていうふうに決めたんですか。	**（知事）** 宿泊税充当事業の検討についてでありますが、道の宿泊税条例では、その税収は、地域社会及び本道経済の発展に資する観光振興を図る施策に要する経費に充てることを目的としており、その施策の対象は、宿泊者の方々への直接支援に加え、市町村や事業者の方々などへの支援を通じて、取り組まれる事業が宿泊者の方々の満足度向上につながるものも対象とし、「税充当の原則的なルール」においても、宿泊者の皆様への受益という点で、関連性が整理できる施策としております。 道としては、このルールに基づき、宿泊者のニーズをはじめ、市町村や事業者の方々からいただいたご意見を踏まえ、新年度の宿泊税事業を取りまとめさせていただいたところでございます。
【再質問】 **（四）観光事業者等の受益について** **（真下委員）** 知事とはそもそもの認識が違うと思うんですよね。宿泊者の受益にもつながると言えば、何にでも使えるんですよ。特定目的税なのに。そうではないはずですよね。だから、地域貢献ですとかね、それから宿泊者の満足度の向上ということが、そういう目的がしっかりと示されているわけです。 ところがね、具体的に申し上げますと、各部審査で稼げるガイド育成に向けたキャリア構築支援事業、それから北海道の文化・歴史振興事業というね、事業者の経済活動とも言える、まさにですね、事業者の受益に関わるところに全額宿泊税を充当していることが問題なんです。他の産業支援ではこういうことはありません。公平性が問われる事態になっているわけです。宿泊者の受益にもと言えばですね、あらゆる事業に宿泊税充当事業が、際限なく拡大されていき、特定目的税の原則が事実上骨抜きにされているといわざるを得ない状態なんです。観光事業者等の受益は宿泊税充当の原則的なルールに示されていないわけですから、特定目的税にふさわしい事業による収益は対象外として、しっかりと厳格にですね、運用することが必要と考えるんですけど、そうはお考えになりませんか。	**（知事）** 宿泊税充当施策の考え方についてでありますが、道では、宿泊税の充当施策の検討にあたっては、その考え方として、「税充当の原則的なルール」をお示し、宿泊者の皆様への受益という点で関連性が整理できる施策など、３つの項目を全て満たす施策が宿泊税を充当できるものとしたところでございます。
（真下委員） 関連性がって言うこととかね、それから宿泊者の受益につながることにもとかっていうと、際限なく広がるんですよ、事業対象。 しかし、宿泊事業者の経済活動にまでこの宿泊税を使うっていうことはね、まったくふさわしくないと思いますし、宿泊客からの理解も得られないと思うんです。	

質　　問　　要　　旨	答　　弁　　要　　旨
（五）ＩＲ関連事業の宿泊税充当について **（真下委員）** 各部審査でＩＲ関連事業についても宿泊税が充当されるかと質問しました。経済部は「その都度判断する」と答弁して、充当に余地を残す答弁としたわけです。しかも、道民に対する説明をした経緯はないと、ここまで答えているんですね。にわかには信じ難い、大変重大な答弁だったわけですけれども、宿泊税充当事業にもＩＲ関連事業が組み込まれる可能性があることを道民にただの一度も説明せずに、充当しようとすることっていうのは、大問題じゃないですか。道民に対する背信行為ではありませんか。いかがですか。	**（知事）** 宿泊税を充当する施策についてでありますが、道では、宿泊税充当施策については、道民や地域の皆さまのご意見を伺いながら検討を進めることが何よりも重要と考えており、道民や宿泊者の皆さまへのアンケートや、市町村や事業者の方々のニーズ把握を通じ、施策を具体化し、今般、来年度の予算事業をとりまとめたところでございます。 道としては、この予算事業の中には、IR 関連施策は含まれておらず、今後も引き続き、税充当施策が地域の課題や実態に即したものになるよう、検討してまいります。
【再質問】 **（五）ＩＲ関連事業の宿泊税充当について** **（真下委員）** 知事は、ＩＲを諦めていません。つまり、これから事業費がかかってくることがあるんですけれど、やはりその都度検討し、判断をし、充当することもあり得るということですか。	**（知事）** 宿泊税を充当する施策についてでありますが、道としては、この予算事業の中にはＩＲ関連施策は含まれておらず、今後も引き続き、税充当施策が地域の課題や実態に即したものになるよう、検討してまいります。
（真下委員） 今回の観光事業者の受益に関する問題と、それからＩＲに充当するのかどうかという問題は、知事の見解というのはちょっと納得できません。 これからも、きちっと見直しの中でですね、道民から誤解されるような充当の仕方をしないようにということを申し上げて質問を終わります。	